第25期 第16回

北広島市農業委員会総会議事録

会期　自　令和６年９月25日

　　至　令和６年９月25日

北 広 島 市 農 業 委 員 会

第25期 第16回 北広島市農業委員会総会議事録

令和6年9月25日（水）16時00分、第16回北広島市農業委員会総会を北広島市役所5階議場に招集する。

1　議事日程
日程第1　　議事録署名委員の指名
日程第2　　会期の決定
日程第3　　報告第1号　　現況証明願による専決処分について
日程第4　　報告第2号　　農地転用事業完了による専決処分について
日程第5　　報告第3号　　令和6年度北海道指導農業士認定候補者の推薦への賛同に係る専決処分について
日程第6　　議案第1号　　農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7　　議案第2号　　農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8　その他　諸報告

2　応招委員　1番　茶木　義行　委員　　2番　安宅　一夫　委員　　3番　山田　智美　委員
5番　佐々木　珠恵　委員　6番　佐藤　芳之介　委員　7番　三戸　　修　委員

3　農地利用最適化推進委員出席者　　阿部　知博　委員　坂本　勝則　委員　田村　智幸　委員
塚本　能信　委員　森越　信幸　委員

4　欠席委員　　4番　宮北　　輝　委員

5　事務局出席者　　事務局長　橋本　征紀　　事務局次長　山田　孝博　　主査　佐野　央馬
主任　石川　正人　　主事　上野　礼

（開会宣言　　16時00分）

＜日程第１:「議事録署名委員の指名」＞

議　　長　日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の署名委員として総会規則第13条の規定により６番　佐藤委員、１番　茶木委員、以上２名を指名いたします。

＜日程第２:「会期の決定」＞

議　　長　日程第2、「会期の決定について」お諮りいたします。本会議の会期は、令和６年９月25日、本日１日と決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。会期は本日１日と決しました。

＜日程第３:報告第１号「現況証明願による専決処分について」＞

議　　長　報告第１号「現況証明願による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の説明をお願いいたします。

事　務　局　報告第１号　現況証明願による専決処分についてご説明いたします。

今回は１件の願出が出されております。

番号1、場所は[redacted]外１筆で、[redacted]線に面した合計面積は5,880㎡の土地で、願出人は[redacted]氏、所有者は[redacted]氏であります。願出目的は、地目変更登記のためであり、令和６年８月28日には事務局にて現地を確認し、非農地と認定しております。以上です。

議　　長　報告案件の説明が終わりました。これより質疑を行います。何かございませんか。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第 1 号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第１号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第４:報告第２号「農地転用事業完了による専決処分について」＞

議　　長　報告第２号「農地転用事業完了による専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の説明をお願いいたします。

事　務　局　報告第２号　農地転用事業完了による専決処分についてご説明いたします。

番号１、転用地は[redacted]の３筆、[redacted]線に面した、合計面積は3,101㎡の農地であり、[redacted]氏にて、いちご狩りのためのお客様駐車場として、令和６年５月20日に一時転用の許可があった土地になります。令和６年７月31日をもって事業が完了したことから、完了報告書の提出がありました。令和６年９月５日には事務局での現地調査を行い、農地に復元されていることを確認しております。以上です。

議　　長　報告案件の説明が終わりました。これより質疑を行います。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第 2 号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第２号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第５:報告第３号「令和６年度北海道指導農業士認定候補者の推薦への賛同に係る専決処分について」＞

議　　長　報告第３号「令和６年度北海道指導農業士認定候補者の推薦への賛同に係る専決処分について」を議題といたします。事務局から、報告案件の説明をお願いいたします。

事　務　局　報告第 3 号　令和 6 年度北海道指導農業士認定候補者の推薦への賛同に係る専決処分についてご説明いたします。

北海道では、北海道農業の発展と地域社会の活性化を図ることを目的に、農業研修者の受

入れ等を通じた次代の担い手の育成・指導に係る役割を期待する農業者を「北海道指導農業士」として、認定することにより、その活動を助長しています。8月26日付で北広島市長から、令和6年度の認定候補者として宮北　輝氏を推薦することについて、農業委員会会長に賛同を求める依頼があったため、令和6年9月2日付で賛同する旨を回答しております。以上です。

議　　長　報告案件の説明が終わりました。これより質疑を行います。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。報告第 3 号は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。報告第3号は、報告のとおり承認することに決しました。

＜日程第6：議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」＞

議　　長　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

事　務　局　議案第1号　農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由を説明いたします。

今回は1件の申請が出されております。

番号1、申請地は[redacted]の1筆で面積は6,966㎡であり、貸主は[redacted]の[redacted]氏、借主は[redacted]の[redacted]氏であります。

権利設定の目的は[redacted]氏の新規参入であります。

令和6年9月17日には地区担当委員である、佐藤委員、三戸委員、坂本委員の3名にて現地調査委員会を開催しております。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議　　長　議案の説明が終わりました。この案件につきましては、地区担当委員による現地調査が実施されていますので、坂本委員より調査結果を報告願います。

坂本委員　令和6年9月17日、農地法第3条許可申請による現地調査を佐藤委員、三戸委員、私の3名で実施しましたので、結果についてご報告いたします。

番号1、貸主　[redacted]氏、借主　[redacted]氏による申請ですが、現地航空写真及び許可申請書等の内容を精査したところ、申請内容にある作付計画では、申請地すべてを効率的に利用するとは言いがたいものと判断いたしました。

以上、現地調査結果報告といたします。

議　　長　ご苦労様でした。それでは、ここで事務局から補足説明が求められているとともに、現地調査結果では、申請地の効率的な利用がされない恐れがあることの報告がされておりますことから、この対応について委員間討議を行いますので、暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

議　　長　それでは休憩を解き、再開いたします。本申請の取扱いについていかがいたしますか。茶木委員どうぞ。

茶木委員　申請内容としては問題がないと思いますが、継続して農地を効率的に利用していくことについては懸念点がみられるため、解除条件について所有者へ再度説明を行い、許可としてはいかかでしょうか。

議　　長　許可とするべきとの意見がありましたが、他に意見はないでしょうか。

（意見無し）

議　　長　意見なしということで、議案第1号は許可と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第1号は、提案のとおり決定いたしました。

＜日程第7：議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」＞

議　　長　議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から、議案の説明をお願いいたします。

事　務　局　議案第2号　農地法第5条の規定による許可申請について、提案理由を説明いたします。

今回は、2件の申請が出されております。

番号1、申請地は[redacted]外2筆の[redacted]線付近の畑で、その一部の8,877.19㎡を利用するものであり、貸主は[redacted]の[redacted]氏、借主は[redacted]氏であります。

権利設定の内容は、例年申請が出されておりますが、スノーモービル体験上の設置のための一時転用に伴う賃貸借であり、転用期間は許可日から令和7年3月31日までとなっております。

番号2、申請地は[redacted]、外4筆の[redacted]線に面した農地で、その一部の655㎡を利用するものであり、貸主は[redacted]の[redacted]氏、借主は[redacted]氏であります。

権利設定の内容は、市が発注しております共和橋補修工事に伴う仮設事務所等の設置のための一時転用に伴う賃貸借であり、転用期間は許可日から令和7年2月10日までとなっております。

ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議　　長　議案の説明が終わりました。これより質疑を行います。

（「質疑なし。」の声）

議　　長　質疑なしと認めます。議案第2号は、許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声）

議　　長　ご異議なしと認めます。議案第2号は、北海道農業会議へ意見を聴取した後、許可相当と意見を付し、石狩振興局長へ送付することに決定いたしました。

＜日程第8：「その他、諸報告について」＞

議　　長　諸報告を行います。事務局から発言を求められておりますので、これを許します。

事務局長　諸報告を行います。1点目、次回の第17回農業委員会総会につきましては、令和6年10月28日月曜日、午後4時00分から北広島市役所5階委員会室で予定をしておりますのでよろしくお願い致します。2点目、会長と事務局の動静報告についてでございます。今申し上げました、総会がございます。3点目、次回現地調査委員の日程につきましては、10月17日木曜日午後1時00分より行いたいと思います。尚、現地調査委員及び補充調査委員につきましては、前回の総会で指名した農業委員につきましては、宮北委員、佐々木委員、推進委員につきましては、森越委員、調査補充委員につきましては、佐藤委員、阿部委員にお願いしたいと思います。4点目、農地利用状況調査及び農業委員会道内視察については、事務局より説明いたします。

事　務　局　令和6年度農地利用状況調査の農地パトロールの実施についてということで、来月の10月8日から11日に4地区に分けて農地パトロールの開催を予定しております。日程等についてご都合の悪い方がございましたら、早めに事務局にお伝え頂ければと思います。

続きまして、令和6年度北広島市農業委員会道内視察研修についての通知文をご覧ください。先月、皆様から日程調整についてご連絡頂きまして10月29日火曜日午前9時00分から午後7時00分終了予定ということで、通知文に記載のとおりの行程となっております。出欠が10月11日ということで最終確認とさせて頂きたいと思いますので、事務局までご連絡をお願い致します。

続きまして、令和6年度地区別農業委員農地利用最適化推進委員の研修会開催要項2枚をご覧ください。石狩地区につきましては、11月19日火曜日午後1時30分から午後4時00分まで、場所はTKP札幌駅カンファレンスセンターにて開催を予定しております。また近くなりましたら、時刻等お伝えしますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　皆様から何かございませんか。なければ以上をもちまして第16回北広島市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

（閉会宣言　　17　時 05　分）

以上、総会議事を記録し、正確を期するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　長　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名

議事録署名委員　　番　　署　名